

業務仕様書

1 委託業務名

札幌市客引き行為等の防止に関する条例に係る飲食店等の客引き行為等の調査

2 本調査の概要

札幌市市民文化局地域振興部区政課（以下「委託者」という。）が指定する日時及び場所における居酒屋等の飲食店、カラオケ店等の客引き行為及び勧誘行為（以下「客引き行為等」という。）を行う者の人数の調査を目視により行う。調査にあたっては、委託者が指定した範囲ごとの客引き行為等を行う者の人数をその指定する区分ごとに記録し、調査報告書を作成する。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 現地調査

委託者が指定する4か所において調査員・通行人の安全、調査時の周辺状況への影響を確認するため現地調査を実施したうえで、適切な調査員の配置計画を検討し、実施計画に反映させる。

(2) 実施計画の作成

本調査実施に伴う調査箇所の確認及び調査工程の立案等を行い、実施計画書（様式不問）を作成する。

(3) 客引き行為等を行う者の人数の調査

調査範囲図（別添1）に記載の調査範囲において、時間帯別の客引き行為等を行う者の人数を把握するため、調査員を配置し、客引き行為等を行う者の人数の調査を行う。（詳細は下記5参照）

(4) 調査票及び報告書作成

調査結果については、調査範囲毎に調査票（別添2）に取りまとめ、業務報告書を作成する。

5 調査の内容

(1) 調査範囲

4か所（調査範囲図（別添1）参照）

(2) 調査日

令和6年6月から令和7年3月までの委託者が指定する日（各月1回）

なお、降雨等により調査に支障があると判断されるときは、調査を順延とする。代替日については別途、委託者と協議のうえ決定する。

(3) 調査時間

午後6時から午前0時

(4) 調査対象

歩道や道路等の公共の場所で特定の者に対する客引き行為等を行う者

(5) 調査内容

調査範囲において、特定の者に対する客引き行為等を行う者の人数を調査

(6) 調査方法

ア 調査員は、調査範囲において、時間帯・業種別における客引き行為等を行う者の人数の累計を算出する。

イ 客引き行為等を行う者の人数の算出は、「飲食店」、「カラオケ店」及び「その他」の業種毎に算出する。

ウ 調査範囲（別添 1 参照）の調査は、巡回調査で行うものとする。また、発見場所の住所を時間帯・業種別に把握する。（別添 2 参照）

エ 調査範囲内から調査範囲外の客引き行為等を確認した場合は、調査範囲内の客引き行為等を行う者の人数として計数する。

オ 不特定多数に対する声掛け（相手を特定せずに声掛け等を行う行為）は調査対象外とする。

(7) 調査票

別添 2 のとおり

(8) 調査報告

各調査日における調査終了後の翌週火曜日までに、別添 2 を基にした概要報告を行うこと。

(9) 図面データの作成

地図と発見場所の住所を関連付け、図面データを作成すること。

(10) 客引き行為等を行う者の見分け方の一例

ア 飲食店

前掛けをしている者や店のメニュー表などを携えている者のほか、私服姿であっても、同一箇所に留まり特定の者に対する客引き行為を行うために、通行者に声掛けを行っている者など。

イ カラオケ店

広告看板や割引チケットを持ちながら、通行者に声掛けを行っている者など。

ウ 上項ア、イは、あくまで一例のため、具体的な見分け方は委託者と事前に協議すること。

6 調査員の配置数

5 人以上を配置

(1) 調査範囲のうち（別添 1 参照）、N0. 1、N0. 2 については、調査員を 1 人以上配置する。

(2) 調査範囲のうち（別添 1 参照）、N0. 3 については、調査員を 2 人以上配置する。

(3) 調査範囲のうち（別添 1 参照）、N0. 4 については、調査員を 1 人以上配置する。

7 調査前の準備（協議、実施計画の作成等）

(1) 協議

受託者は、契約の締結後、調査の実施日等について、委託者との間で協議を行うこと。

(2) 実施計画の作成

上記(1)の協議の終了後、速やかに、各調査場所の実施日等を記載した「実施計画」（様式不問）を作成し、委託者に提出すること。

(3) 調査員に対する研修

受託者は、調査に従事する者に対し、事前に調査の実施について必要な教育を万全に行い、調査の目的、内容等について周知徹底させること。研修を実施するに当たり、不明点等あれば、その都度委託者に確認すること。

8 成果品

(1) 実施計画書の提出（提出時期：調査実施前までに）

仕様：A 4 判

計画書内容：調査概要（調査範囲、調査員配置、巡回手法、工程表など）、安全対策

(2) 報告書 紙面 1 部（提出時期：業務完了時）

仕様：A 4 判、バインダー綴じ

報告書内容：調査結果（別添 2 調査票の集計）を基に概要をまとめること。なお、報告書作成にあたっては、調査範囲ごとにグラフや写真を用いわかりやすくまとめること。

- (3) 報告書の電子データ（提出時期：業務完了時）
報告書一式及び報告書作成に用いたデータを CD-R 等に保存して提出すること。

9 その他

- (1) 調査の実施に当たり必要となる備品等は、受託者が用意するものとする。
- (2) 調査においては、調査員は、目立ちにくい私服を着用することとし、行為者に警戒心を与えないよう、原則、記録等は行為者から離れてさり気なく行うこと。
- (3) 本業務の履行においては、作業全般にわたって、節電、再生紙の積極的な利用、作業成果物の電子化による紙の節約など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (4) 同一の客引き行為等を行う者を、重複して数えないよう、対策を講ずること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本調査の遂行に当たって、受託者の不注意によって生じた費用及び第三者に損害を与えた場合の費用は全て受託者の負担とする。
- (7) この業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (8) 成果品に関する権利は、全て札幌市に帰属すること。
- (9) その他本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、受託者と協議のうえ、委託者が指示するものとする。

調査範囲図



調査票 様式

実施日：令和 年 月 日（ ） 天候： 番号： 範囲名：

時間帯	①飲食店	②カラオケ店	③その他	合計	発見場所の住所
午後6時～午後7時					
午後7時～午後8時					
午後8時～午後9時					
午後9時～午後10時					
午後10時～午後11時					
午後11時～午前0時					
合計					

(単位：人)